



夏だ！蜂だ！！蜂刺されによる労働災害を防止しましょう！！



令和5年、小諸労働基準監督署管内において、屋外作業中の労働者が蜂に刺され、アナフィラキシーショックを発症して死亡する労働災害が発生しました。

日本における蜂刺されによる死亡者数は毎年平均15人であり、8月をピークに被害が発生しています。

蜂はヒスタミンやセロトニンなどのアミン類を主成分とする「蜂毒」を体内に持っており、蜂に刺されると、皮膚から「蜂毒」が体内に吸収され、健康障害を引き起こします。症状として、刺された箇所を中心に大きな腫れやかゆみ、またじんましんなどが現れますが、重篤な場合、アナフィラキシーショックを引き起こし、発症から短時間で心肺停止に至ることがあります。

これからの時季、屋外作業中に蜂に刺される危険性が十分高まります。蜂刺されによる重篤な労働災害を防止するためにも、事業者として右記の対策を講じ、労働災害防止に取り組みましょう！

当署作成リーフレット「蜂刺されによる労働災害を防止しましょう」



- 1 事前に蜂の生息有無を確認する**
あらかじめ作業場所に蜂が生息しているかを確認し、蜂の巣を見つけた場合は除去等を行うまで作業を停止しましょう。
- 2 適切な保護具の備え付ける**
防護手袋や防蜂網など皮膚から「蜂毒」が体内に吸収されるのを防ぐための保護具を備え付け、労働者が常に使用できる状況にしましょう。
- 3 非常時に備え、救急用具の備え付ける**
万が一、蜂に刺されてしまったときに備え、毒吸引器等の救急用具を備え付けましょう。
- 4 自己注射器の携行を検討する**
医療機関で事前に蜂アレルギー検査または診察を労働者に受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こすおそれのある者には自己注射器を携行させましょう。詳細は専用ウェブサイト (<http://www.epipen.jp/top.html>) をご確認ください。
- 5 安全教育を実施する**
雇入れ時の安全教育等を通じて、蜂刺されに関する安全教育を実施しましょう。

保護具を使用してください！！

皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

化学物質取り扱い作業に関する法改正が行われ、皮膚や眼に障害を与えるおそれがある物質や、皮膚から吸収され健康障害等を生ずるおそれがある物質について、製造・取り扱いの際は、保護具の使用させることが義務化されました。

保護具の着用が義務化された物質とは「皮膚等障害化学物質」と定義されており、令和6年4月1日より新たに1,064物質が追加されました。現在取り扱っている化学物質が「皮膚等障害化学物質」に該当するかは、SDSなどの資料を参照し、下記のサイトのリストでご確認ください。なお、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。



●皮膚等障害
化学物質リス
トはこちら

助成金対象となる有期労働契約について

60歳以上の高齢者、障がい者、母子家庭の母等の就職困難者をハローワークや民間の職業紹介事業者等の職業紹介で雇い入れた際、一定の条件で、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）が支給されます。

上記の助成金対象者を有期雇用契約で雇い入れる場合、自動更新（雇入れ時点で対象労働者が望む限り更新できる契約で、対象労働者を65歳以上に達するまで継続雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あること）のみ助成対象となります。勤務成績、会社の経営状況等により更新の有無を判断する場合は助成対象となりません。

【お問い合わせ先】

ハローワーク佐久 事業所サービス部門
TEL：0267-62-8609（部門コード32#）



【編集後記】 盛夏の候。7月1日からは全国安全週間です。あなたの目で危険に気づき、みんなで安全な職場づくりに取り組みましょう！

（第28号：令和6年7月発行）